

事務総局会議（第18回）議事録	
日時	平成29年6月13日（火）午前10時00分～午前11時17分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、石井家庭局第二課長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<p>1 事務総局等が発出した通達等について 徳岡秘書課長説明</p> <p>2 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱等に基づく事務の実施状況について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>3 平成29年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第2）</p> <p>4 民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の開催について 平田民事局長説明（資料第3）</p> <p>5 調停委員協議会の開催について 平田民事局長及び石井家庭局第二課長説明（資料第4）</p> <p>6 調停運営協議会の開催について 石井家庭局第二課長及び平田民事局長説明（資料第5）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2</p> <p>◎ 了承 3, 4, 5, 6</p>
秘書課長 徳岡 治	

裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務
の取扱要綱等に基づく事務の実施状況について

1 開示申出等に関する事務の実施状況について

(期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(1) 司法行政文書開示

申出件数 最高裁532件 下級裁997件

全部又は一部開示の判断 最高裁322件 下級裁275件

全部不開示の判断 最高裁143件 下級裁680件

(2) 保有個人情報開示

申出件数 最高裁13件 下級裁83件

全部又は一部開示の判断 最高裁7件 下級裁40件

全部不開示の判断 最高裁5件 下級裁37件

(3) 保有個人情報の訂正の申出及び利用停止の申出件数

該当なし

2 苦情申出に関する事務の実施状況について

(期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(1) 苦情申出件数 88件 (原判断庁 最高裁57件 (保有個3件含む) 下級裁31件 (保有個3件含む))

(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問した件数 73件

(3) 答申件数 81件

(平成 29. 6. 13 秘書渉外二印)

平成 29 年度外国出張計画

出張

国際会議

- 1 大韓民国特許法院主催の第3回国際知財裁判所会議（大韓民国、約4日間【行政局】）裁判官2人
- 2 国際家族法学会第16回世界大会（オランダ王国、約1週間）【家庭局】裁判官1人、一般職1人

(平成29. 6. 13 民三印)

民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の開催要領

- 1 共催 (1) 広島及び福岡各高等裁判所
(2) 名古屋及び仙台各高等裁判所
(3) 東京及び札幌各高等裁判所
(4) 大阪及び高松各高等裁判所

2 期日 平成29年11月及び12月の各高等裁判所の定める1日

- 3 場所 1の(1)については、福岡高等裁判所
1の(2)については、名古屋高等裁判所
1の(3)については、東京高等裁判所
1の(4)については、大阪高等裁判所

- 4 協議事項 (1) 民事執行事件関係
ア 民事執行法改正に向けた動きについて
イ 執行官事務査察の実効化に向けた方策について
ウ 不動産執行事件における競売市場修正率の見直しの実情等について

(2) 倒産事件関係

- ア 振り分け基準等の運用の見直しの検討状況及び運用の見直しを円滑に行うための方策について
イ 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の更なる方策について

- 5 協議員 (1) 各高等裁判所

民事の首席書記官又は次席書記官のいずれか1人

(2) 各地方裁判所

ア 民事執行事件及び倒産事件を担当する部総括裁判官1人（民事執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には、2

人とすることもできる。)

イ 民事の首席書記官又は次席書記官のいずれか1人

ウ 総括執行官1人

合計 160人

(配布資料)

(平成29.6.13民二印)

調停委員協議会の開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年10月19日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 民事

民事調停の利用者のニーズに応え、納得性の高い紛争解決を図るための調停運営の在り方及びそれを実現する上で調停委員が果たすべき役割

(2) 家事

家事調停における当事者の納得性・信頼性のある合意形成に向けた調停運営の在り方及びそれを実現するために調停委員が果たすべき役割

- 5 協議員 (1) 各高等裁判所本庁の所在地にあっては、各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員1人ずつ
(2) (1)以外の地にあっては、各地方裁判所若しくは管内の簡易裁判所の民事調停委員又は各家庭裁判所の家事調停委員いずれか1人

合計 58人

(平成29.6.13家二印)

調停運営協議会の開催について

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成29年10月から11月までの間の1日
- 3 場所 各高等裁判所所在地
- 4 協議事項 民事調停及び家事調停の運営に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員 若干人
- 6 参列員 (1) 各高等裁判所の事務局長又は事務局次長、開催地にある地方裁判所及び家庭裁判所の長並びに開催地にある地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の調停担当裁判官各1人
(2) 日本調停協会連合会の理事長、副理事長（当該高等裁判所管内から選任された者）及び事務局長